

## 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

### 1. 意見聴取概要

平成29年4月に幼保連携型認定こども園を開設する予定であることから、当該施設の利用定員を定める必要がある（ただし、奈良県による設置認可を前提とする）。

子ども・子育て支援法第31条第2項（裏面参考）の規定により、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは審議会での意見聴取を必要とされていることから、川西町子ども・子育て会議の審議に附すものです。

### 2. 開設予定の施設（審議対象施設）について

|          |   |
|----------|---|
| 設置・運営者   | 社会福祉法人愛和会   |
| 設置・運営者住所 | 天理市兵庫町字鎌田332-1  |
| 代表者職・氏名  | 理事長 小川 分作   |
| 施設名      | (仮称) 川西こども園   |
| 施設所在地    | 磯城郡川西町大字結崎<br>1201-1, 1202-1, 1203-1, 1204-1, 1205-1, 1206-1, 1207-1<br>(川西農協の北側) |
| 認可定員     | 100名（保育園部門85名、幼稚園部門15名）   |
| 開設予定年月   | 平成29年4月1日   |
| 備考       | 現在田原本町で3保育園、天理市で2保育園を運営。  |

### 3. 川西町子ども・子育て支援事業計画における量の見込み・確保方策との比較 3号認定（0歳）

|               | 平成29年度<br>量の見込み | 現在の確保済<br>定員 | 整備すべき定<br>員 | 審議対象施設<br>の認可定員 |
|---------------|-----------------|--------------|-------------|-----------------|
| 量の見込み<br>確保状況 | 23              | 9            | 14          | 10              |

### 3号認定（1、2歳）

|               | 平成29年度<br>量の見込み | 現在の確保済<br>定員 | 整備すべき定<br>員 | 審議対象施設<br>の認可定員 |
|---------------|-----------------|--------------|-------------|-----------------|
| 量の見込み<br>確保状況 | 47              | 36           | 11          | 30              |

## 2号認定（3歳以上）

|               | 平成29年度<br>量の見込み | 現在の確保済<br>定員 | 整備すべき定<br>員 | 審議対象施設<br>の認可定員 |
|---------------|-----------------|--------------|-------------|-----------------|
| 量の見込み<br>確保状況 | 84              | 85           |             | 45              |

※2号認定（3歳以上）の量は現時点で確保されていますが、当計画を策定する際に行ったアンケートで認定こども園設置について一定以上の要望や町内の保育施設を選択できるようにしてほしいといった要望があった為に設置に向けて取り組むものです。

## 【参考】

## 子ども・子育て支援法第三十一条

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。)を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

**2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。**

3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。